

平成28年 No. 5

東京学芸大学学生成績優秀者表彰規程

制定理由

現行の学生表彰規程は、学術研究活動、課外活動及び社会活動を対象としたものであるため、新たに成績優秀者を対象とした表彰規程を定めるものである。

承認経過

平成28年 1 月27日 教育研究評議会 審議・承認

東京学芸大学学生成績優秀者表彰規程を次のように制定する。

平成28年 1 月28日

国立大学法人東京学芸大学長

出 口 利 定

平成28年規程第 4 号

東京学芸大学学生成績優秀者表彰規程

東京学芸大学学生成績優秀者表彰規程を別紙のとおり制定する。

東京学芸大学学生成績優秀者表彰規程

平成28年1月28日
規 程 第 4 号

(趣旨)

第1条 この規程は、東京学芸大学学則（平成16年学則第2号。以下「学則」という。）第29条第2項の規定に基づき、東京学芸大学の学生の成績優秀者の表彰に関し、必要な事項を定めるものとする。

(表彰の対象等)

第2条 表彰は、学則第4条第2項に定める選修、専攻（特別支援教育教員養成課程及び養護教育教員養成課程にあつては、課程をいう。以下「選修等」という。）の4年生（卒業年度に当たる者）を対象とし、選修等から各1名に行うものとする。ただし、教育支援系にあつては、コースから各1名とする。

(表彰の基準)

第3条 表彰は、在学期間中の学業成績が特に優秀で、他の学生の模範となると認められる者について行うものとする。

(表彰候補者の推薦)

第4条 学生を所掌する副学長は、前条に該当すると認められる学生について、教室主任からの推薦を受け、学生委員会の議を経て、表彰候補者として学長に推薦するものとする。

(表彰の決定)

第5条 学長は、前条の推薦に基づき、表彰する学生を決定する。

(表彰の方法)

第6条 表彰は、学長が表彰状を授与することにより行うものとする。

2 前項の表彰状に併せて、記念品等を贈呈することができる。

(事務)

第7条 表彰に関する事務は、学務部学生課が処理する。

(規程の改廃)

第8条 この規程の改廃は、教育研究評議会の議を経て学長が定める。

(雑則)

第9条 この規程に定めるもののほか、学生の成績優秀者の表彰に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、平成28年1月28日から施行する。